

参 考 資 料

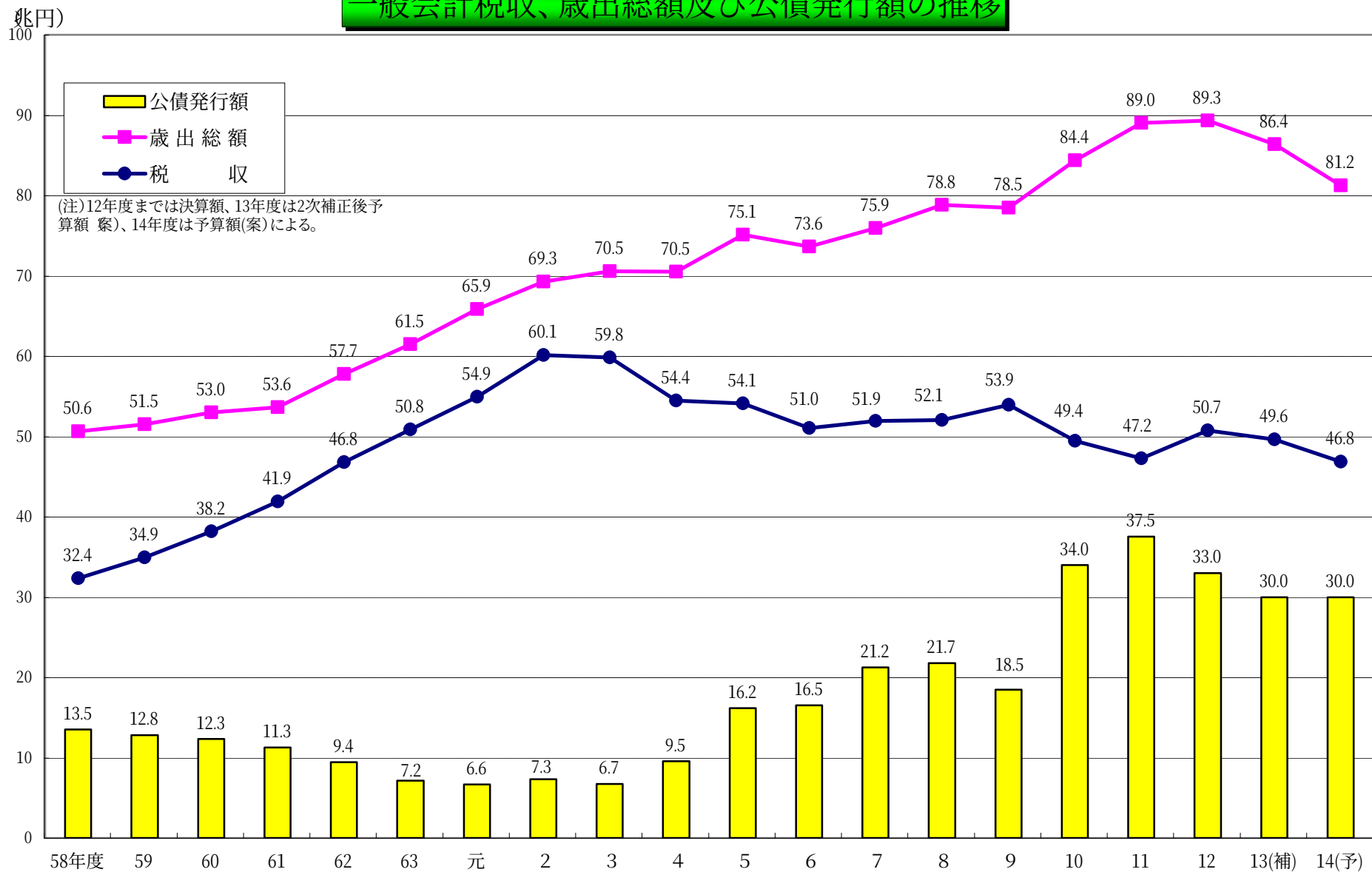
経済社会の構造変化

項 目	シヤウブ勧告（昭和24年）当時	昭 和 4 0 年	昭 和 6 3 年	平 成 2 年	現 在
（経済の成長） GDP（名目）	（昭和25年） 3兆 9,467億円 [1]	（昭和40年） 32兆 8,660億円 [8.3]	（昭和63年） 373兆 9,732億円 [94.8]	（平成2年） 441兆 9,152億円 [112.0]	（平成12年） 513兆 5,340億円 [130.1]
（経済構造の変化） GDPの産業別構成比	（昭和25年） 第1次産業 26.0% 第2次産業 31.8% 第3次産業 42.2%	（昭和40年） 第1次産業 9.5% 第2次産業 40.1% 第3次産業 50.3%	（昭和63年） 第1次産業 2.6% 第2次産業 36.1% 第3次産業 61.3%	（平成2年） 第1次産業 2.4% 第2次産業 35.6% 第3次産業 62.0%	（平成12年） 第1次産業 1.3% 第2次産業 27.9% 第3次産業 70.7%
（就業構造の変化） 就業者数（総人口に対する割合） 及びその産業別構成比	（昭和25年） 就業者総数 3,572万人 [42.9%] 第1次産業 50.7% 第2次産業 22.2% 第3次産業 26.6%	（昭和40年） 就業者総数 4,730万人 [48.1%] 第1次産業 23.5% 第2次産業 31.9% 第3次産業 44.6%	（昭和63年） 就業者総数 6,011万人 [49.0%] 第1次産業 7.9% 第2次産業 33.6% 第3次産業 58.0%	（平成2年） 就業者総数 6,249万人 [50.6%] 第1次産業 7.2% 第2次産業 33.6% 第3次産業 58.7%	（平成12年） 就業者総数 6,446万人 [50.8%] 第1次産業 5.1% 第2次産業 30.7% 第3次産業 63.7%
（人口の高齢化） 総人口の年齢構成	（昭和25年） 0～14歳 35.4% 15～64歳 59.6% 65歳～ 4.9% （22年～24年ベビーブーム）	（昭和40年） 0～14歳 25.7% 15～64歳 68.0% 65歳～ 6.3%	（昭和63年） 0～14歳 19.5% 15～64歳 69.2% 65歳～ 11.2%	（平成2年） 0～14歳 18.2% 15～64歳 69.7% 65歳～ 12.1%	（平成12年） 0～14歳 14.6% 15～64歳 68.1% 65歳～ 17.4%
（経済の国際化） 貿易額（通関実績額）	（昭和25年） 輸出 2,980億円 [1] 輸入 3,482億円 [1]	（昭和40年） 輸出 3兆 426億円 [10.2] 輸入 2兆 9,408億円 [8.4]	（昭和63年） 輸出 33兆 9,392億円 [113.9] 輸入 24兆 0,063億円 [68.9]	（平成2年） 輸出 41兆 4,569億円 [139.1] 輸入 33兆 8,552億円 [97.2]	（平成12年） 輸出 51兆 6,542億円 [173.3] 輸入 40兆 9,384億円 [117.6]
（情報化） パソコン普及率 携帯電話普及率	— —	— —	（昭和63年3月） パソコン 9.7% 携帯電話 —%	（平成2年3月） パソコン 10.6% 携帯電話 2.6%	パソコン 50.1%（平成13年3月） 携帯電話 64.2%（平成12年3月）
（経済のストック化） 金融資産／名目GDP 土地／名目GDP	— —	（昭和40年） 3.7 1.8	（昭和63年） 8.6 4.9	（平成2年） 10.1 5.6	（平成12年） 11.0 3.0
（ライフスタイル多様化） 雇用量に占める 女性の割合 パートタイム労働者比率 （事業所規模5人以上）	— —	（昭和40年） 31.8% —	（昭和63年） 36.8% —	（平成2年） 37.9% 13.0%	40.8%（平成13年11月） 20.2%（平成12年）

（注）1. [] 内の数字は、シヤウブ勧告当時を1とした場合の倍率である。

2. GDP、金融資産及び土地は、昭和63年以前は68SNAにより、平成2年以降は93SNAによる。

一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

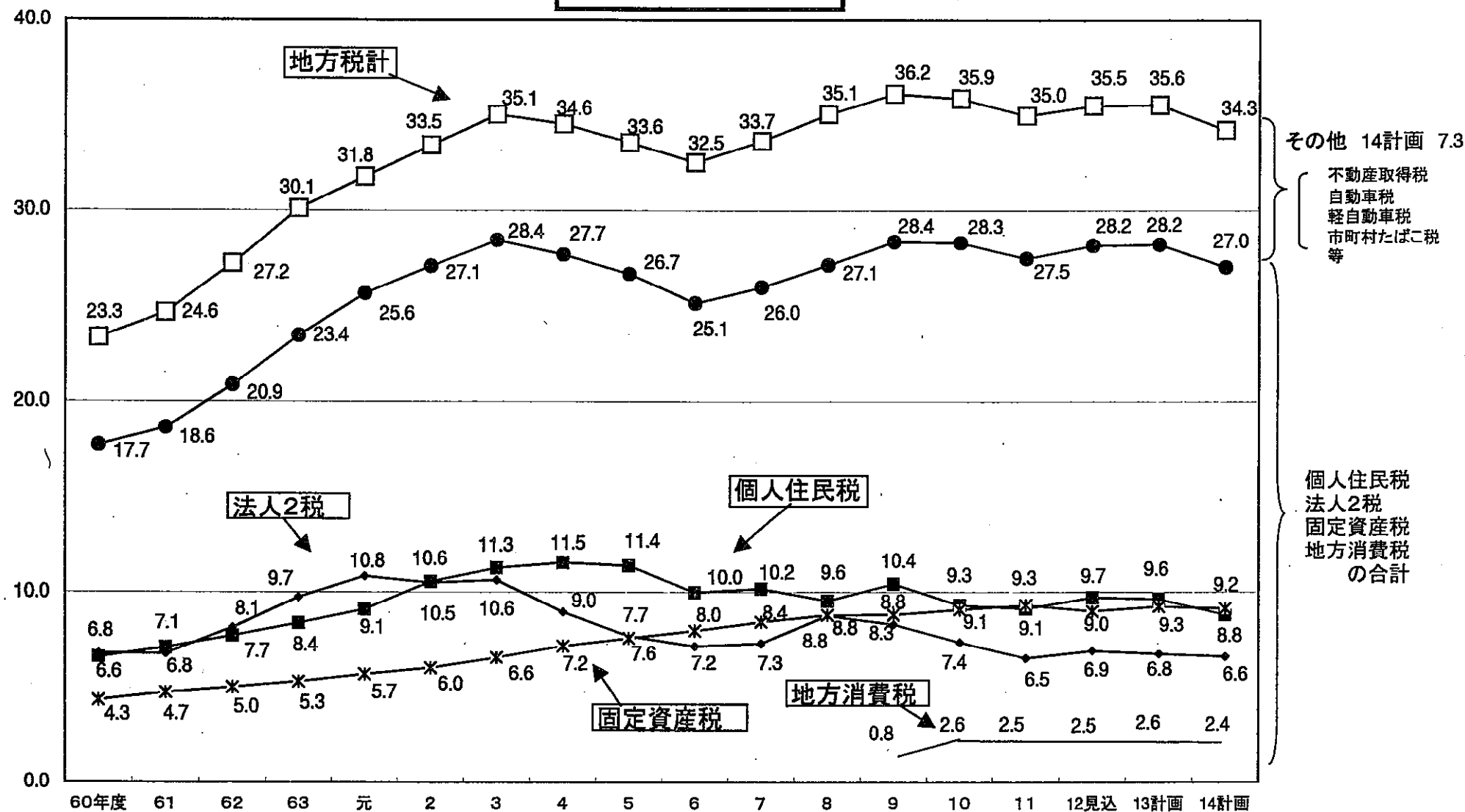


歳出に占める税収の割合 (%)

63.9 67.8 72.1 78.1 81.1 82.7 83.4 86.8 84.8 77.2 72.1 69.3 68.4 66.0 68.7 58.6 53.1 56.8 57.5 57.6

(兆円)

地方税収入の推移

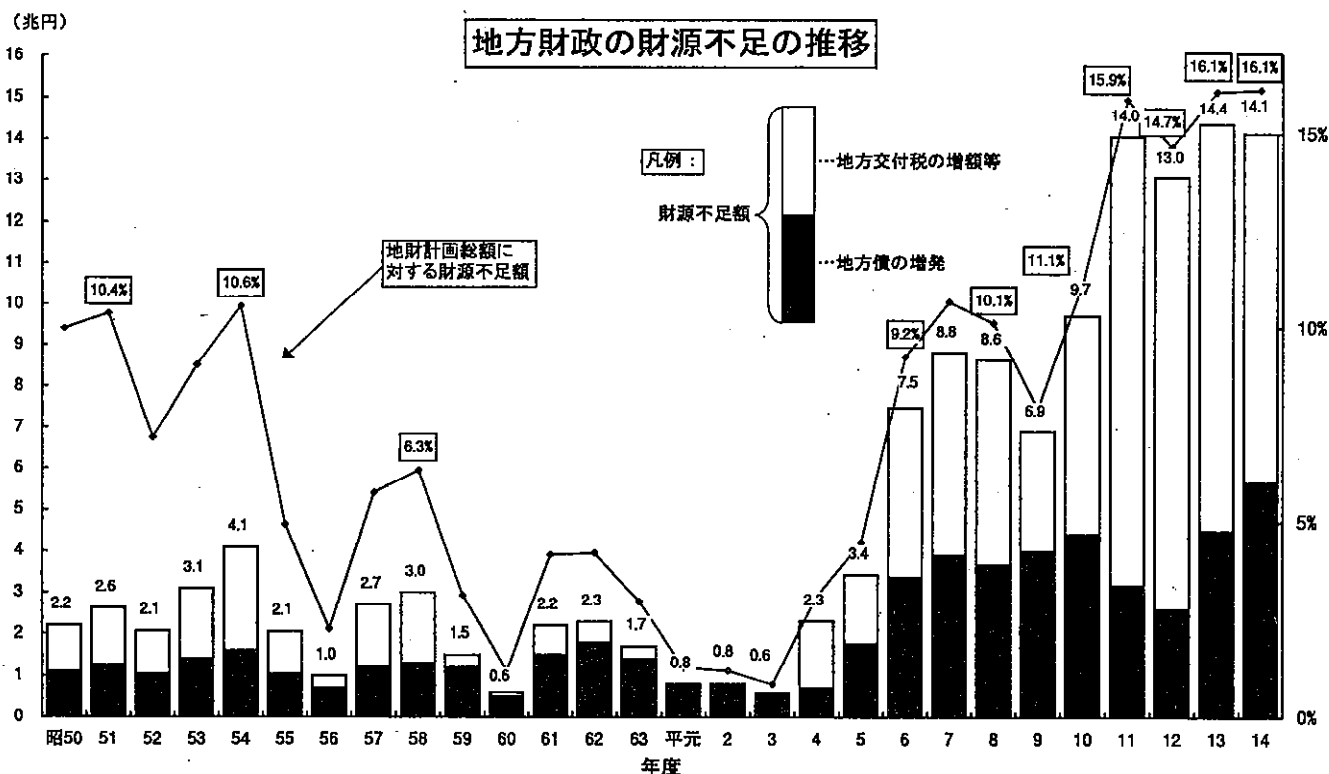


(注) 1 平成11年度までは決算額、12年度は決算見込額、13年度、14年度は地方財政計画額である。

2 個人住民税には、道府県民税利子割を含む。

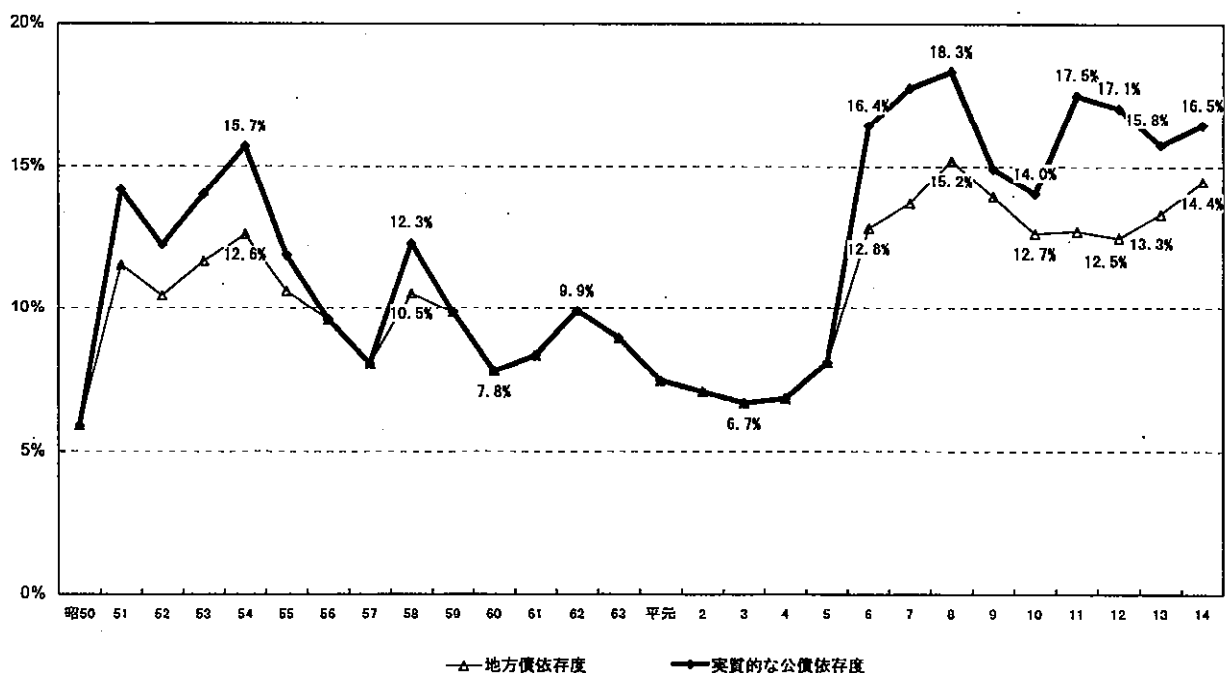
地方財政の財源不足の状況

- 地方財政の財源不足は地方税収等の落込みや減税等により平成 6 年度以降急激に拡大しており、平成 14 年度には 14.1 兆円の財源不足となり、地方財政計画の 16.1%にも達する規模となっている。
- 地方債と交付税特別会計借入金を合わせた実質的な公債依存度も平成 6 年度以降急激に上昇しており、平成 14 年度には 16.5%となっている。



- (注) 1 財源不足額及び補てん措置は、補正後の額である（平成 14 年度は当初）。
 2 平成 14 年度の数値は平成 14 年度地方財政対策数値であり、精査の結果異動することがある。

地方債依存度及び実質的な公債依存度の推移



近年の税制改革等の流れ

税制改革等	背景(経済社会の状況等)	個人所得課税	法人課税	消費課税	資産課税等
抜本的税制改革 (昭和63年12月等)	- 所得水準の上昇・平準化 - 消費の多様化・サービス化 - 人口構成の高齢化 - 経済取引の国際化	- 税率構造の累進緩和 - 課税最低限の引上げ	基本税率の引下げ等 (平成元年4月1日~42%→40% 平成2年4月1日~40%→37.5%)	- 消費税の創設 - 個別間接税制度の整理合理化	- 相続税の減税 〔税率構造の累進緩和 基礎控除の引上げ 等〕 - 利子課税の見直し - 株式譲渡益の原則課税化
土地税制改革等 (平成3年度等)	- 地価高騰による資産格差の拡大等 - 土地基本法制定 (土地の公共性の基本理念)			消費税制度の見直し 〔非課税範囲の拡大 中小特例措置の縮減 等〕	- 土地譲渡益課税の適正化 - 地価税の創設 (平成4年より実施)
税制改革 (平成6年11月等)	- 人口構成の高齢化の加速 - 所得水準の上昇・平準化 - バブル崩壊と経済の低迷	- 特別減税 - 制度減税の法定 (平成7年より実施) 〔税率構造の累進緩和 課税最低限の引上げ〕 +特別減税(平成7年) +特別減税(平成8年)		- 消費税率引上げ等の法定 (平成9年度より実施) 〔消費税率の引上げ (3%→4%) 中小特例措置の縮減 等〕 - 地方消費税の創設(1%) (平成9年度より実施)	相続税の減税 〔税率構造の累進緩和 基礎控除の引上げ 等〕
法人税制改革等 (平成10年度等)	- 経済構造改革 - 厳しい経済情勢	特別減税 (当初分+追加分)	- 基本税率の引下げ (法人税 37.5%→34.5%) (法人事業税 12%→11%) - 課税ベースの適正化		- 地価税の課税停止 - 土地譲渡益課税の軽減
恒久的な減税等 (平成11年度等)	厳しい経済情勢	- 最高税率の引下げ (65% → 50%) - 定率減税	基本税率の引下げ (法人税 34.5%→30%) (法人事業税11%→9.6%)	消費税(国分)の福祉目的化	有価証券取引税、取引所税の廃止

平成6年以降の主な税制の動き

	主 な 動 き	個 人 所 得 課 税	法 人 課 税	消 費 課 税	資 産 課 税 等
平成6年	税制改革	特別減税(▲5.5兆円) ↓ 制度減税の法定 税率構造の累進緩和 課税最低限の引上げ		↓ 消費税率引上げ等の法定 消費税率の引上げ (3%→4%) 中小特例措置縮減等 地方消費税創設(1%)	・相続税の減税 ・固定資産税評価の均衡化・ 適正化(地価公示価格の7 割評価)
平成7年		↓ 先行減税の実施(▲3.5兆円) 制度減税			
平成8年		↓ + 特別減税(▲2.0兆円) + 特別減税(▲2.0兆円)			・土地譲渡益課税の軽減
平成9年	(財政構造改革法成立)			↓ 消費税率引上げ等の実施 地方消費税の実施	・負担水準の均衡化を重視し た固定資産税負担の調整措 置の導入
平成10年	法人税制改革 (財政構造改革法凍結)	+ 特別減税 (当初分(▲2.0兆円) 追加分(▲2.0兆円))	・基本税率引下げ (法人税 37.5%→34.5%) (法人事業税 12%→11%) (実効税率 49.98%→46.36%) ・課税ベースの適正化		・地価税の課税停止 ・土地譲渡益課税の軽減
平成11年	恒久的な減税	↓ 恒久的な減税 個人所得課税(▲4.1兆円) ・最高税率引下げ (65%→50%) ・定率減税	↓ 法人課税(▲2.5兆円) ・基本税率引下げ (法人税 34.5%→30%) (法人事業税 11%→9.6%) (実効税率 46.36%→40.87%)	↓ ・消費税(国分)の福祉目的化	↓ ・有価証券取引税、取引所税 の廃止
平成12年					
平成13年			・企業組織再編成に係る税制の 整備		

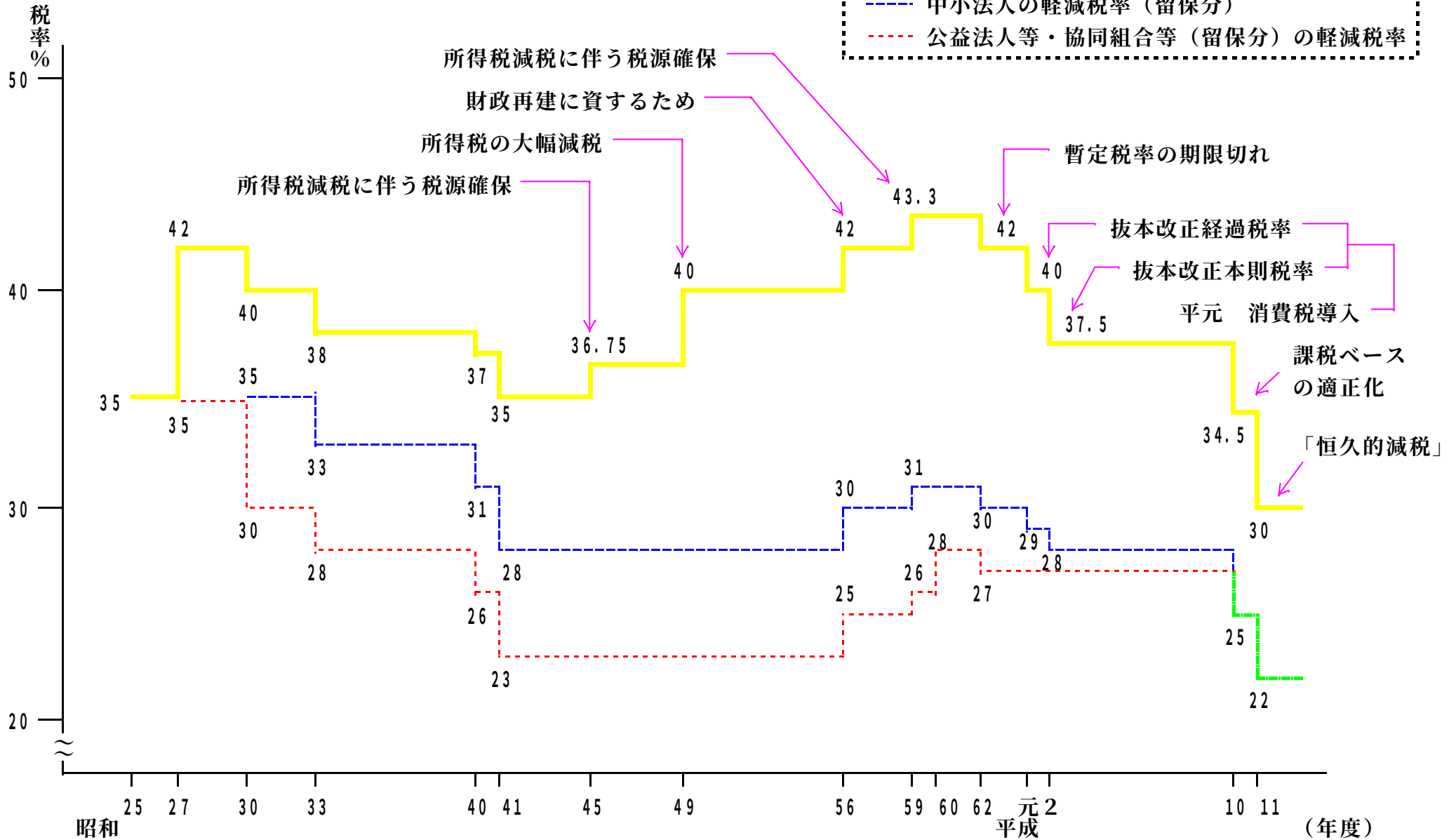
個人所得課税の国際比較

区 分 \ 国 名		日 本		アメリカ	イギリス	ド イ ツ	フランス
		(昭和61年度)	(平成13年度)				
国 税 収 入 に 占 め る 所 得 税 収 入 の 割 合		39.3%	35.2%	〔11年〕 74.5%	〔10年〕 35.7%	〔11年〕 35.9%	〔11年〕 18.3%
国 民 所 得 に 占 め る 所 得 税 負 担 割 合 (地方税を含めた場合)		6.2% (8.9%)	4.7% (7.2%)	〔10年〕 11.7% (14.2%)	〔10年〕 13.3%	〔10年〕 10.0% (12.5%)	〔10年〕 10.7%
課 税 最 低 限 〔地方税の課税最低限〕		235.7万円 〔191.2万円〕	384.2万円 〔325.0万円〕	299.8万円	137.0万円	368.0万円	279.5万円
税 率	最 低 税 率	10.5%	10%	10%	10%	19.9%	8.25%
	最 高 税 率 〔地方税を含めた場合〕	70% 〔78%〕	37% 〔50%〕	38.6% 〔49.1%〕	40%	48.5%	53.25%
税 率 の 刻 み 数 〔地方税の税率の刻み数〕		15 〔14〕	4 〔3〕	6 〔5〕	3	—	6

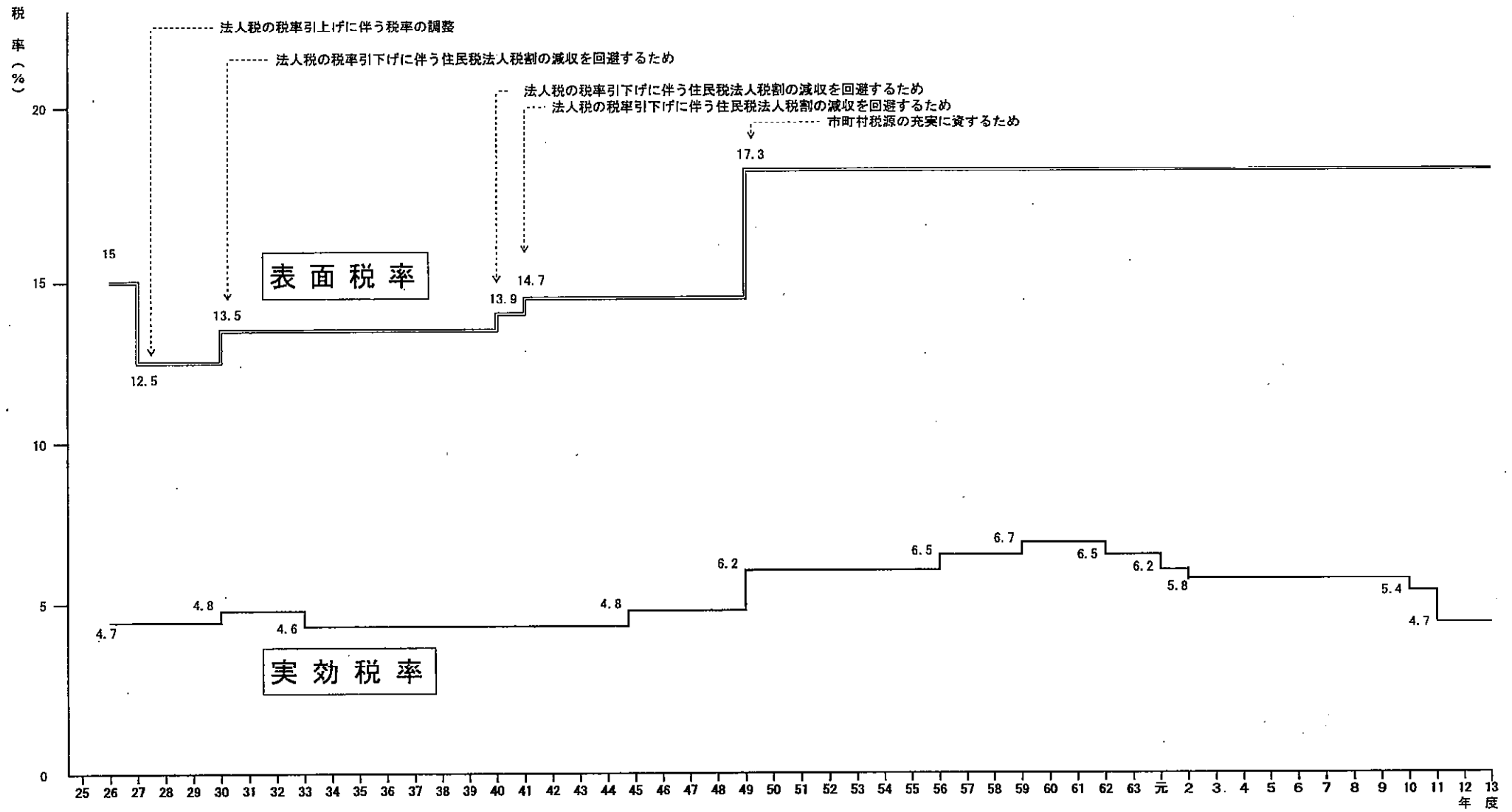
- (備考) 1. 課税最低限は、夫婦子2人（日本は子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとし、アメリカは子のうち1人を17歳未満としている。）の給与所得者の場合である。
2. 税率は、日本については平成11年以降20%の定率減税（所得税25万円、個人住民税4万円限度）が実施されており、ドイツについては別途、連帯付加税（算出税額の5.5%）が課されている。
3. アメリカの最高税率については、ニューヨーク市の場合である。
4. 日本の13年度は当初予算ベースであり、61年度の地方税を含めた最高税率は賦課制限適用後の税率である。
5. 諸外国は2001年7月適用の税法に基づく。
6. 邦貨換算は次のレートによった。
（1ドル＝119円、1ポンド＝173円、1マルク＝55円、1フラン＝16円）

法人税率の推移

- 基本税率（留保分）
- 中小法人の軽減税率（留保分）
- 公益法人等・協同組合等（留保分）の軽減税率



法人住民税法人税割の税率の推移（道府県分＋市町村分）



(注) 住民税法人税割の税率は標準税率である。

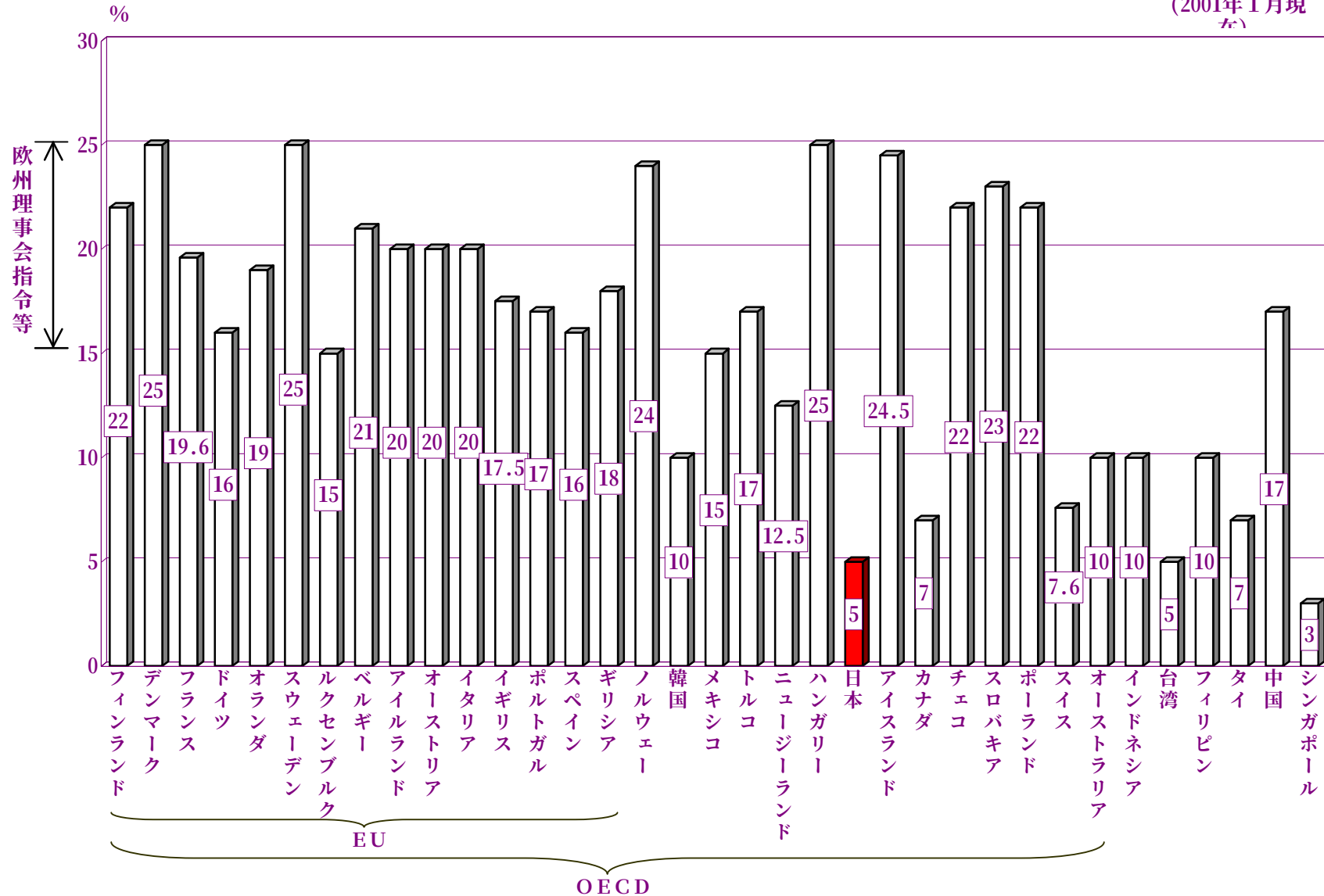
法人事業税の税率（標準税率）の推移

年 度 区 分	昭和 25	29	32	34	37	39	49	50	平成 10	11 (現行)
普通法人に 対する税率	12% →								11%	9.6%
軽減税率		年 50万 円以下 10%	年100万 円以下 10%	年200万 円以下 10%	年200万 円以下 9%	年300万 円以下 9%	年600万 円以下 9%	年700万 円以下 9%	年800万 円以下 8.4%	年800万 円以下 7.3%
			年 50万 円以下 8%	年100万 円以下 8%	年100万 円以下 6%	年150万 円以下 6%	年300万 円以下 6%	年350万 円以下 6%	年400万 円以下 5.6%	年400万 円以下 5%
				年 50万 円以下 7%						
特別法人に 対する税率	8% →								7.5%	6.6%
軽減税率				年 50万 円以下 7%	年100万 円以下 6%	年150万 円以下 6%	年300万 円以下 6%	年350万 円以下 6%	年400万 円以下 5.6%	年400万 円以下 5%

※ 電気供給業、ガス供給業、生命保険業、損害保険業については、課税標準が収入金額とされており、税率は1.3%（平成10年度以前は1.5%）である。

付加価値税率(標準税率)の国際比較

(2001年1月現在)



(備考)1. 日本の消費税率5%のうち1%は地方消費税(地方税)である。

2. カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税(付加価値税)の他に、州によって小売売上税等を課しているところがある。(例:オンタリオ州8%)

3. アメリカは、州、郡、市により小売売上税が課されている。(例:ニューヨーク市8.25%)

4. 欧州理事会指令では、標準税率を15%以上とするよう定めているが、25%以下とするよう努めることについての合意が別途なされている。

○ 最近における相続税の主な改正

		抜本改正前	抜本改正（昭和63年12月） （昭和63年1月1日以降適用）	平成4年度改正 （平成4年1月1日以降適用）	平成6年度改正（現行） （平成6年1月1日以降適用）
税率構造	イメージ図	5億円超 (最高税率 75%) 14段階	5億円超 (最高税率 70%) 13段階	10億円超 (最高税率 70%) 13段階	5億円超 (最高税率 75%) → 20億円超 (最高税率 70%) 抜本改正前 現行 9段階
	基礎控除	2,000万円 + 400万円 × 法定相続人数 (3,600万円)	4,000万円 + 800万円 × 法定相続人数 (7,200万円)	4,800万円 + 950万円 × 法定相続人数 (8,600万円)	5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数 (9,000万円)
小規模宅地の課税の特例	適用対象面積	200㎡	200㎡	200㎡	平成11・12年 200㎡ 特定事業用等 330㎡ 上記以外 200㎡ 平成13年～ 特定事業用等 400㎡ 特定居住用 240㎡ 上記以外 200㎡
	減額割合	事業用 40% 居住用 30%	事業用 60% 居住用 50%	事業用 70% 居住用 60%	特定事業用等 } 80% 特定居住用 } 上記以外 50%

(注1) 基礎控除の()内は、法定相続人が4人(例：配偶者＋子3人)の場合の額である。
(注2) 特定事業用等又は特定居住用とは、事業又は居住を継続して行う場合をいう。